

## ご遺族の方へ

この度のご不幸に際し、謹んで心よりお悔やみ申し上げます。  
ここでは、亡くなられた方に関する手続の担当窓口をご案内  
いたします。

『死亡届出後の諸手続案内』をご覧ください、ご不明な点が  
ありましたら事前に各担当課へお問い合わせください。

志 木 市

☎048-473-1111 (代表)

# 死亡届出後の諸手続案内

## 目 次

1 住民登録に関する事	1
2 国民健康保険に関する事	1
3 後期高齢者医療保険に関する事	2
4 介護保険に関する事	2
5 年金に関する事	3
6 児童・子どもに関する事	4
7 障がい福祉に関する事	5
8 税に関する事	6
9 上下水道に関する事	7
10 いろは健康ポイントに関する事	7
11 デマンド交通に関する事	7
12 市営住宅に関する事	7
13 その他市役所以外での手続	8

令和2年7月27日更新

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手続のご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手続は異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

☑ 欄	手続が必要な人	手続の内容	手続に必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
--------	---------	-------	----------	---------	------

### 1 住民登録に関すること

<input type="checkbox"/>	3人以上の世帯で世帯主が亡くなった	世帯主変更届	・届出人の本人確認書類 (免許証・保険証等)	(1人又は2人世帯の場合は手続不要) 「 <input type="checkbox"/> 様」を現在の世帯主としております。	第1庁舎 総合窓口課 1番窓口 (青)
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証(カード)を持っていた	登録証返還	・印鑑登録証		
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードを持っていた	カードの返還	・住民基本台帳カード		
<input type="checkbox"/>	個人番号(マイナンバー)カードを持っていた	特になし (返還不要)		カード裏面に個人番号(マイナンバー)が記載されており、相続等の手続で必要になる場合があります。	
<input type="checkbox"/>	通知カードを持っていた	特になし (返還不要)		カード表面に個人番号(マイナンバー)が記載されており、相続等の手続で必要になる場合があります。	

### 2 国民健康保険に関すること

<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者だった	<input type="checkbox"/> 葬祭費の支給申請	・葬祭を行った人(喪主)の氏名が記載された葬祭費用の領収書	※葬祭を行った日の翌日から2年以内  ※他の健康保険の資格を失ってから3か月以内の人で以前の職場の健康保険組合から支給を受けることができる人には支給できません。	第1庁舎 保険年金課 10番窓口 (赤)
		<input type="checkbox"/> 被保険者証の返還	・葬祭を行った人(喪主)の振込先金融機関の口座のわかるもの		
		<input type="checkbox"/> 各種受給者証の返還 (該当する人のみ)	・亡くなった人の被保険者証		
			・限度額適用認定証		
・標準負担額減額認定証					
			・特定疾病療養受療証		
			・高齢受給者証		

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手続のご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手続は異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

欄	手続が必要な人	手続の内容	手続に必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
---	---------	-------	----------	---------	------

### 3後期高齢者医療保険に関すること

<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者だった	<input type="checkbox"/> 葬祭費の支給申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葬祭を行ったことを確認できる証明書類（会葬礼状または葬祭費用の領収書）</li> <li>・葬祭を行った人（喪主）の振込先金融機関の口座のわかるもの</li> <li>・葬祭を行った人の印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>	※葬祭を行った日の翌日から2年以内	第1庁舎 保険年金課 10番窓口 (赤)
	<input type="checkbox"/> 代理受領者指定届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理受領者（法定相続人）の振込先金融機関の口座のわかるもの</li> <li>・代理受領者（法定相続人）の印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>		
	<input type="checkbox"/> 被保険者証の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった人の被保険者証</li> </ul>		
	<input type="checkbox"/> 各種受給者証の返還（該当する人のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額適用認定証</li> <li>・標準負担額減額認定証</li> <li>・特定疾病療養受療証</li> </ul>		

### 4介護保険に関すること

<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者だった	<input type="checkbox"/> 代理受領者指定届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理受領者（法定相続人）の振込先金融機関の口座のわかるもの</li> <li>・代理受領者（法定相続人）の印鑑（朱肉を使うもの）</li> </ul>	※保険料の還付等を相続人代表として受領するための届出です。	第1庁舎 長寿応援課 5番窓口 (あずき)
	<input type="checkbox"/> 被保険者証の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった人の被保険者証</li> </ul>		
	<input type="checkbox"/> 各種受給者証の返還（該当する人のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険負担限度額認定証</li> <li>・介護負担割合認定証</li> </ul>		

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手続のご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手続は異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

☑ 欄	手続が必要な人	手続の内容	手続に必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
5年金に関すること					
☐	国民年金だけに加入していた	<input type="checkbox"/> 死亡一時金の請求 <input type="checkbox"/> 寡婦年金の請求 <input type="checkbox"/> 遺族基礎年金の請求 (18歳未満の子がいる人)	・マイナンバーカードまたは 個人番号通知カード ・戸籍謄本 ・住民票 (請求者の世帯全員) ・住民票の除票 (亡くなった人) ・年金手帳 (亡くなった人) ・年金証書 (亡くなった人) ・印鑑 (朱肉を使うもの)	請求する手続の種類により、生計同一証明書、委任状、請求者の所得証明書、在学証明書が必要になる場合があります。 ※ご不明な点は担当課にお問い合わせください。	第1庁舎 保険年金課 10番窓口 (赤)
☐	国民年金だけを受給していた	<input type="checkbox"/> 死亡届の提出 <input type="checkbox"/> 未支給年金の請求 <input type="checkbox"/> 遺族基礎年金の請求 (18歳未満の子がいる人)	・請求者名義の預金通帳 ・死亡診断書の写し		
☐	厚生年金に加入していた	<input type="checkbox"/> 遺族厚生年金の請求 <input type="checkbox"/> 死亡一時金の請求 <input type="checkbox"/> 寡婦年金の請求 <input type="checkbox"/> 遺族基礎年金の請求 (18歳未満の子がいる人)	・マイナンバーカードまたは 個人番号通知カード ・戸籍謄本 ・住民票 (請求者の世帯全員) ・住民票の除票 (亡くなった人)	請求する手続の種類により、生計同一証明書、委任状、請求者の所得証明書、在学証明書が必要になる場合があります。 ※ご不明な点は担当課にお問い合わせください。	・川越年金事務所 住所: 川越市脇田本町8-1 U_PLACE 5階
☐	厚生年金だけを受給していた	<input type="checkbox"/> 死亡届の提出 <input type="checkbox"/> 未支給年金の請求 <input type="checkbox"/> 遺族基礎年金の請求 (18歳未満の子がいる人) <input type="checkbox"/> 遺族厚生年金の請求	・年金手帳 (亡くなった人) ・年金証書 (亡くなった人) ・印鑑 (朱肉を使うもの) ・請求者名義の預金通帳		電話:049-242-2657 <アクセス> 東武東上線 「川越駅西口」徒歩2分
☐	厚生年金と国民年金を受給していた		・死亡診断書の写し		
☐	共済年金に加入していた	※各共済組合または川越年金事務所にお問い合わせください。			・各共済組合
☐	共済年金を受給していた				

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手続のご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手続は異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

☑欄 手続が必要な人	手続の内容	手続に必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
<b>6児童・子どもに関すること</b>				
☐ 児童手当を受給していた	◇受給者が亡くなったとき <input type="checkbox"/> 未支払児童手当請求 <input type="checkbox"/> 新規申請  ◇児童が亡くなったとき <input type="checkbox"/> 消滅届 <input type="checkbox"/> 額改定届	・児童手当対象児童名義の振込先金融機関口座の分かるもの ・新たに受給者になる保護者名義の口座 ・新たに受給者になる保護者の健康保険証又は年金加入証明書 ・対象児童の健康保険証  ・認印	速やかに  ※ご家庭の状況により申請書類が異なりますので、担当窓口にお問い合わせください。	
☐ 子ども医療費を受給していた	◇受給者が亡くなったとき <input type="checkbox"/> 新規申請  <input type="checkbox"/> 変更届 ◇児童が亡くなったとき <input type="checkbox"/> 変更届	・新たに受給者になる保護者名義の口座 ・対象児童の健康保険証 ・子ども医療費受給者証 ・認印  ・認印 ・子ども医療費受給者証	速やかに  ※ご家庭の状況により申請書類が異なりますので、担当窓口にお問い合わせください。	第1庁舎 子ども支援課 6番窓口 (きみどり)
☐ 児童扶養手当を受給していた	◇受給者が亡くなったとき <input type="checkbox"/> 資格喪失届 <input type="checkbox"/> 新規申請  ◇児童が亡くなったとき <input type="checkbox"/> 資格喪失届 <input type="checkbox"/> 額改定届	・戸籍謄本 (新規申請者及び児童) ・年金手帳 (新規申請者) ・公的年金に関する書類 ・認印	速やかに  ※ご家庭の状況により申請書類が異なりますので、担当窓口にお問い合わせください。	
☐ ひとり親家庭等医療費を受給していた	◇受給者が亡くなったとき <input type="checkbox"/> 変更届  ◇児童が亡くなったとき <input type="checkbox"/> 変更届	・認印 ・ひとり親医療費受給者証  ・認印 ・ひとり親医療費受給者証	速やかに  ※ご家庭の状況により申請書類が異なりますので、担当窓口にお問い合わせください。	
☐ 保育園、放課後児童クラブを利用していた	◇受給者が亡くなったとき 保護者変更の届出 ◇児童が亡くなったとき 退園(所)届  ◇受給者が亡くなったとき 保護者変更の届出 ◇児童が亡くなったとき 退園(所)届		速やかに	第1庁舎 保育課 7番窓口 (やまぶき)

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手続のご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手続は異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

☑ 欄	手続が必要な人	手続の内容	手続に必要なもの	期間・注意点等	担当窓口	
7障がい福祉に関すること						
<input type="checkbox"/>	障害者手帳を持っていた	<input type="checkbox"/> 障害者手帳の返還届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）</li> <li>・相続人代表者となる人の印鑑（認印）</li> </ul>			
<input type="checkbox"/>	障がい福祉サービスを受けていた	<input type="checkbox"/> 受給者証の返還 <input type="checkbox"/> 変更喪失届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証（重度心身障害者医療費受給者証、障がい福祉サービス受給者証、自立支援医療費受給者証）</li> <li>・相続人代表者となる人の印鑑（認印）</li> <li>・相続人代表者となる人の振込先金融機関口座が分かるもの</li> <li>・重度心身障害者医療の対象者で受給者及び相続人代表者が市内同一世帯以外の方は、受給者との関係（親子、兄弟等）がわかる書類（戸籍謄本のコピー）</li> </ul>		第1庁舎 共生社会推進課 4-B番窓口 （ピンク）	
<input type="checkbox"/>	手当を受給していた	<input type="checkbox"/> 手当の資格喪失届 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度心身障がい者手当</li> <li>・特別障がい者手当等</li> <li>・特別児童扶養手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人代表者となる人の振込先金融機関口座が分かるもの</li> <li>・相続人代表者となる人の印鑑（認印）</li> <li>・証書</li> <li>・重度心身障がい者手当の対象者で受給者及び相続人代表者が市内同一世帯以外の方は、受給者との関係（親子、兄弟等）がわかる書類（戸籍謄本のコピー）</li> </ul>			
<input type="checkbox"/>	埼玉県心身障害者扶養共済制度に加入していた	<input type="checkbox"/> 保護者が亡くなったとき <input type="checkbox"/> 障がいのある人が亡くなったとき	担当課にお問い合わせください。			

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手続のご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手続は異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

☑ 欄	手続が必要な人	手続の内容	手続に必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
--------	---------	-------	----------	---------	------

8 税に関すること

☐	市税を納めていた	<input type="checkbox"/> 相続人代表指定届出 ・固定資産税・都市計画税 ・市県民税（普通徴収） ・軽自動車税（種別割） ・国民健康保険税	・相続人代表者となる人の印（認印）	速やかに	第1庁舎 収納管理課 8番窓口 （青）
	軽自動車等の所有者だった	<input type="checkbox"/> 口座振替払の人で、口座名義人を変更する場合  <input type="checkbox"/> 原動機付自転車（125cc以下）、ミニカー、小型特殊自動車（廃車の場合）  <input type="checkbox"/> 原動機付自転車（125cc以下）、ミニカー、小型特殊自動車（親族が相続する場合）  <input type="checkbox"/> 原動機付自転車（125cc以下）、ミニカー、小型特殊自動車（第三者に譲渡する場合）  <input type="checkbox"/> 二輪の軽自動車（125cc超250cc以下）、二輪の小型自動車（250cc超）  <input type="checkbox"/> 軽自動車（三輪・四輪）、二輪の被けん引車	・変更後の口座番号の分かるもの（預金通帳等） ・金融機関の届出印  ・志木市のナンバープレート ・標識交付証明書 ・届出に来られる人の印鑑と身分証明書  ・標識交付証明書 ・相続する人の印鑑と運転免許証 ・同世帯以外の親族の場合は、相続人であることが分かる書類の写しが必要です。  ・譲渡を受ける第三者へ、譲渡証をお渡しください。 ※市役所への手続きは、譲渡を受けた人が行います。  埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所へお問い合わせください。  軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所へお問い合わせください。	相続から15日以内	第1庁舎 課税課 9番窓口 （緑）
☐	土地や建物の所有者だった（未登記）	☐未登記家屋名義変更届	印鑑	相続人が確定後、速やかに	

※被相続人の税金は、被相続人がお亡くなりになっても、相続人が納める必要があります。

※固定資産税は、登記所へ相続の登記を行うと、納税通知書の名義が変更されます。

◇ご家族がお亡くなりになったときの、市役所での主な手続のご案内です。

◇各世帯の状況等により必要な手続は異なりますので、詳細については各担当窓口へお問い合わせください。

権	手続が必要な人	手続の内容	手続に必要なもの	期間・注意点等	担当窓口
---	---------	-------	----------	---------	------

### 9 上下水道に関すること

<input type="checkbox"/>	水道使用者や名義人 だった	使用者名義の変更	電話で受付ができます。		水道庁舎 水道サービス窓口 ☎048-473- 1299
		水道の使用を中止する	電話で受付ができます。		
		口座振替払の人で、口座名義人を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更後の口座番号が分かるもの（預金通帳等）</li> <li>金融機関の届印</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道庁舎へお越しください。市役所では、受付できません。</li> <li>郵送による手続もできます。まずは、お電話で口座振替依頼書の送付を依頼してください。</li> </ul>	

### 10 いろは健康ポイントに関すること

<input type="checkbox"/>	いろは健康ポイント 事業に参加していて 歩数計を持っていた	歩数計の返還	歩数計	歩数計が見つからない場合はその旨をご連絡ください。	第1庁舎 健康政策課 2番窓口 (きいろ)
--------------------------	-------------------------------------	--------	-----	---------------------------	--------------------------------

### 11 デマンド交通に関すること

<input type="checkbox"/>	デマンド交通の利用 登録証を持っていた	利用登録証の返還	亡くなった人の利用登録証	窓口に持参できない場合は、速やかに都市計画課にご連絡ください。	第2庁舎 都市計画課
--------------------------	------------------------	----------	--------------	---------------------------------	---------------

### 12 市営住宅に関すること

<input type="checkbox"/>	市営住宅の入居権利 者が亡くなり同居者 がいる	市営住宅入居権利者地位承継承認 申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居権利者の死亡の事実を証する書類</li> <li>申請者と入居権利者の関係を証する書類</li> <li>申請者の収入の額を証する書類</li> </ul>	事実発生後30日以内	第2庁舎 建築開発課
		市営住宅明渡し届		明渡し日の10日前	
<input type="checkbox"/>	市営住宅の入居権利 者が亡くなり同居者 がいない	市営住宅明渡し届		明渡し日の10日前	
<input type="checkbox"/>	市営住宅の同居者が 亡くなった	市営住宅同居者異動届		事実発生後30日以内	

### 13 その他市役所以外での手続

◇お亡くなりになった人によって、必要かどうかは異なりますので、あくまでも参考としてご覧ください。  
 なお、詳細については各手続窓口にお問い合わせください。

☑ 欄	手続が必要な人	手続の内容	手続について	注意点等	手続窓口
☐	土地や建物の所有者だった（登記）	・相続登記	・お近くの法務局にお問い合わせください。	・相談を希望する場合は予約が必要です。（事前にお電話で予約が必要です。）	相続する土地や建物を管轄する法務局 <管轄する法務局検索>  さいたま地方法務局 管轄 検索
☐	公共料金などの名義人だった	・各名義変更手続			各公共料金事業者など
☐					

<メモ欄>

<記 録>

日 付	記 録
月 日	
月 日	
月 日	
月 日	
月 日	

<メ モ>



市の花 ツツジ